平成２８年（フ）第１５８号
東京都板橋区板橋１―47―９　グランメゾン新板橋２階、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区板橋１丁目47番９号
債務者　有限会社グローリ企画
代表者代表取締役　平林　弘子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　慎一
4　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８５号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目９番13号
債務者　有限会社ホリデーアパートメント
代表者代表取締役　西　　一宏
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　幸男
4　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９４号
東京都小平市小川西町３丁目25番18号
債務者　有限会社関設備
代表者代表取締役　関　喜代子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十畑亜紀子
4　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９０号
東京都調布市調布ケ丘３丁目15番地２ヒルサイドヴィレッジ調布ケ丘601
債務者　株式会社フレキシブル
代表者代表取締役　横山　　尚
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　智仁
4　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５７号
山梨県上野原市上野原8154番地23
債務者　上野原工業団地事業協同組合
代表者代表理事　坂本　丈一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　泰徳
4　破産債権の届出期間　平成28年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
静岡市清水区蒲原２丁目４番25号
債務者　有限会社長野商店
代表者取締役　長野　季子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
三重県員弁郡東員町城山２丁目30番５
債務者　愛和十光株式会社
代表者代表取締役　津田　敏博
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前11時
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３１９号
千葉県佐倉市田町121番地１　モアクレストアルファス佐倉811号
債務者　菊地　　彰
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村陽一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６６号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3969番地　玉木屋コーポ101、前住所栃木県那須郡那須町大字高久甲6210番地18
債務者　若林　一也
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　桂弥
4　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２５７号
埼玉県本庄市児玉町児玉1584番地10
債務者　佐泻（佐潟）　政浩
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１号
北海道寿都郡黒松内町字目名146番地５
債務者　佐藤　喜久
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４１号
和歌山県田辺市湊1185番地の２
債務者　能城　次子（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４３号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1381番地の２
債務者　関下　敬三
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４４号
和歌山県田辺市鮎川2596番地の３　鮎川杢路石団地２棟１号、住民票上の住所和歌山県田辺市鮎川2596番地の３　鮎川杢路石２棟１号
債務者　浦　　哲也
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１２６９号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―４―504
債務者　北川　由子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０４号
埼玉県加須市花崎１丁目32番地６
債務者　内田　　昇
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係